

第4章 各施策を推進するために

第1節 日常生活圏域の設定

1. 日常生活圏域の概要

日常生活圏域の設定方法は、人口規模や地理的条件、交通機関、介護給付等対象サービス提供施設の整備状況などの社会的条件、また、従来から地域の中で相談支援活動を行っている民生委員の活動区域を勘案し定めています。

2. 日常生活圏域の設定

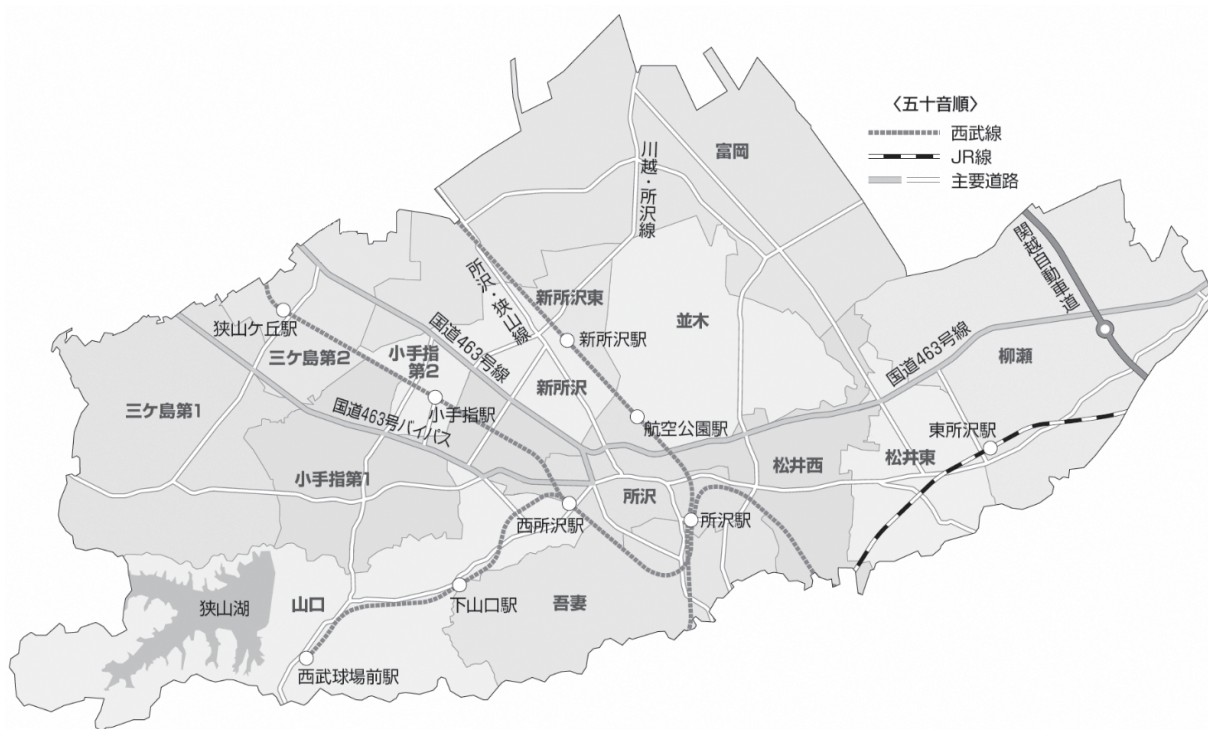
本市では、下表にある14の圏域を設定しています。

【図表－日常生活圏域】

地区 (日常生活圏域)	地域
所沢地区	日吉町・東町・旭町・御幸町・寿町・元町・金山町・有楽町・北有楽町 喜多町・宮本町・西所沢・星の宮・くすのき台1丁目から2丁目
松井東地区	松郷・下安松・東所沢和田
松井西地区	西新井町・東新井町・牛沼・上安松・くすのき台の一部
柳瀬地区	坂之下・城・本郷・日比田・亀ヶ谷・新郷・南永井・東所沢
富岡地区	中富・下富・神米金・北岩岡・北中・岩岡町・所沢新町・中富南
新所沢地区	緑町・泉町・向陽町・青葉台・榎町・けやき台
新所沢東地区	弥生町・美原町・北所沢町・花園・松葉町
三ヶ島第1地区	三ヶ島・糞谷・堀之内・林・和ヶ原・西狭山ヶ丘
三ヶ島第2地区	東狭山ヶ丘・狭山ヶ丘・若狭
小手指第1地区	上新井・小手指元町・小手指南・小手指台・北野・北野南・北野新町 小手指町5丁目
小手指第2地区	小手指町1丁目から4丁目
山口地区	山口・上山口
吾妻地区	北秋津・東住吉・西住吉・南住吉・久米・荒幡・松が丘・くすのき台3丁目
並木地区	こぶし町・若松町・下新井・中新井・並木・北原町

※担当地域については、一部異なる場合があります。

【図表－日常生活圏域の位置図】



【図表－日常生活圏域の比較】

	所沢地区	松井東地区	松井西地区	柳瀬地区	富岡地区	新所沢地区	新所沢東地区
人口	32,952 人	21,785 人	21,925 人	18,924 人	22,861 人	28,677 人	16,905 人
高齢者人口	7,038 人	5,433 人	5,705 人	4,178 人	7,337 人	7,097 人	4,011 人
高齢化率	21.4%	24.9%	26.0%	22.1%	32.1%	24.7%	23.7%
要支援・要介護認定者数	1,253 人	882 人	967 人	693 人	1,315 人	1,242 人	679 人
認定率	17.8%	16.2%	17.0%	16.6%	17.9%	17.5%	16.9%

	三ヶ島第1地区	三ヶ島第2地区	小手指第1地区	小手指第2地区	山口地区	吾妻地区	並木地区
人口	19,470 人	21,792 人	34,164 人	15,487 人	28,673 人	37,092 人	23,610 人
高齢者人口	6,431 人	6,559 人	8,684 人	4,281 人	9,045 人	9,464 人	8,160 人
高齢化率	33.0%	30.1%	25.4%	27.6%	31.5%	25.5%	34.6%
要支援・要介護認定者数	996 人	1,320 人	1,408 人	670 人	1,323 人	1,469 人	1,365 人
認定率	15.5%	20.1%	16.2%	15.7%	14.6%	15.5%	16.7%

資料：住民基本台帳（令和2年9月末日現在）

要支援・要介護認定者数は介護保険課（令和2年9月末日現在）

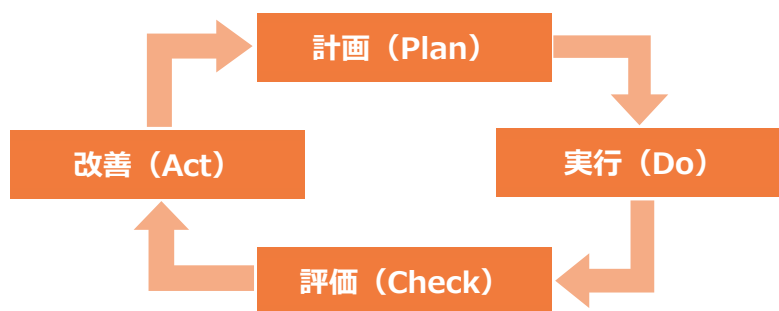
※要支援・要介護認定者数には、第2号被保険者を含む。

第2節 PDCAサイクルによる計画の推進

1. PDCAサイクルの概要

高齢者福祉施策及び介護保険事業を円滑に推進していくためには、PDCAサイクルを活用し、評価結果に基づき、より効果的な施策を検討し、所要の対策の実施に取り組みます。

【図表－PDCAサイクルの流れ】



2. 計画の達成状況の点検及び評価

計画策定後は、各年度において、計画の達成状況を「所沢市高齢者福祉計画推進会議」に報告し、点検及び評価を行います。また、点検及び評価の結果は市ホームページ等を通じて公表します。更には、本市の保険者機能及び県の保険者支援の機能を強化していくため、客観的な指標が設定された保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の活用を図ります。

3. 国・県との連携

国・県との連携により、本市の地域課題を分析し、地域の実情を踏まえ、高齢者の自立支援や重度化防止等、地域包括ケアシステムの基盤強化に向けた取組を推進します。

【図表－国・県との連携イメージ】



第3節 地域包括ケアシステムの深化・推進

「地域包括ケアシステム」は、高齢者が住み慣れた自宅や地域で自立し、尊厳のある暮らしを可能な限り継続できるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供されることを目指したものです。

第7期計画では、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、保険者機能強化に必要となるしくみが創設され、「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」、「介護給付等対象サービスの充実・強化」、「在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備」、「日常生活を支援する体制の整備」、「高齢者の住まいの安定的な確保」の視点を持って取り組んできました。

今後は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律を踏まえ、引き続き第7期計画での取組を強化しながら、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の充実を図り、地域共生社会の実現に向けて中核的な基盤となる地域包括ケアシステムの推進とあわせて社会福祉基盤の整備や地域づくりを一体的に取り組みます。

【図表－地域包括ケアシステム概念図】



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年

第4節 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムを有効に機能させるためには、日常生活圏域を基本的な単位として、地域にある社会資源（地域資源）等の全体像を把握した上で高齢者の個々の状況に応じてコーディネートし、個人個人の状態に合ったサービスを提供することにより、その生活を支えていくことが必要です。

地域包括支援センターは、日常生活圏域ごとに設置し、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士等を配置して医療・福祉・介護等の多様なニーズに対してワンストップの支援を行う機関として、高齢者の総合相談支援を行うとともに、地域ケア会議をはじめ、地域の様々な立場にいる関係者間のネットワークづくりを推進しています。

地域包括支援センターの運営及び職員体制については、効果的・安定的に実施されるよう地域包括支援センターの評価を定期的に行うとともに、地域包括支援センターの積極的な体制強化に向けて、地域包括支援センター運営協議会での意見を踏まえて、必要な改善・職員体制の検討を行います。

今後は、総合相談支援の機能強化のため、地域包括支援センターは地域にある社会資源の活用を図り、地域とのつながりを強化するとともに、業務負担の軽減及び業務効率化の視点を踏まえて取り組みます。

◆高齢者の生活を総合的に支援する取組（包括的支援事業）

- 総合相談支援
- 地域ケア会議・地域ケア個別会議による個別事例の解決とネットワークの構築
- ケアマネジャー・医療機関等とのネットワーク構築
- 権利擁護・虐待対応
- 介護者支援
- ケアマネジャーの後方支援

◆高齢者の自立生活を支援する取組（介護予防事業）

- 介護予防教室の開催

第5節 災害及び感染症に対する備えの検討

1. 災害に対する備えの検討

近年の災害発生状況を踏まえると、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、物資の備蓄及び調達状況の確認を行うことが重要であることから、日頃から介護事業所等と連携し、介護事業所等で策定している災害に関する具体的な計画を定期的に確認するとともに、避難経路等の確認を促す取組や情報提供を行います。

また、地域で暮らす高齢者の方、特に単身の方や自ら避難することが困難な方など、支援を要する高齢者の方への対応については、本市の地域防災計画における取組とも連携・協働しながら、災害に備えた取組を推進します。

2. 感染症に対する備えの検討

令和2年から流行した新型コロナウイルスの感染症により多くの感染者が発生し、死亡者も出ています。特に、高齢者及び基礎疾患を有する方は、感染した場合に重症化するリスクが高く、仮に感染した場合には、死亡の可能性も他の方に比べて高くなります。また、新型コロナウイルスに限らず、今後他の感染症が流行する可能性もあり、感染症に対する備えの必要性は高まっています。

高齢者施策を推進する上では、まずは高齢者の方の安全を守ることを第一とし、必要に応じて活動の自粛要請やイベント等の中止など、対応を取っていくこととします。

一方で、活動等の自粛により、これまで築いてきた地域でのつながりが途切れてしまうことや、活動量の減少により身体機能が低下してしまうこと等、別の影響も懸念されます。

本計画では、「人と人との絆により支え合い、自立した生活を送るために」を基本理念として掲げていることから、感染症に配慮した上での新たな取り組み方を模索し、高齢者の方と地域とのつながりが切れることなく、安心して地域で生活を送れるような施策を推進します。

また、介護事業所等とは日頃から連携し、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の体制の構築等に努めます。更に、感染症発生時も含めた都道府県や保健所等と連携した支援体制を整備していきます。

第6節 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGsとは、平成27（2015）年の「国連持続可能な開発サミット」で採択された、令和12（2030）年までに達成を目指す世界共通目標です。17の目標と169のターゲットからなり、経済・社会・環境を調和させながら「誰一人取り残さない社会」を目指すものです。

本市の最上位計画である第6次所沢市総合計画は、SDGsの観点を踏まえて策定されており、本計画でも、「3. すべての人に健康と福祉を」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「16. 平和と公正をすべての人に」、「17. パートナーシップで目標を達成しよう」等の目標を踏まえ、施策を推進していきます。

【図表－SDGsにおける17の目標】



